

より組織的な調査の準備ともなるであろう。)

以上の諸要綱を逐次実行してゆくことにはあたつては、政府は日本学術会議を通じ、学界の全面的協力を求められたい。

5-15

庶発第315号 昭和36年4月28日

内閣総理大臣 池田勇人 殿

日本学術会議会長 和達清夫

学協会雑誌の郵便料金について(勧告)

標記のことについて、本会議第33回総会の議に基き、下記のとおり勧告します。

記

今国会において郵便法の改正が提案され、郵便料金の引上げが予定されているが、これが実施されれば、学協会の刊行する学術雑誌は極めて大きい影響を受けることになる。

現在、学術雑誌を刊行する学協会は、財政的に概ね困難な状況にあり、国の補助等によつて刊行を行つているものも相当数にのぼり、刊行関係の諸経費の上昇に苦慮しているが、郵便料金の引上げが実施されるならば、さらに打撃をこうむり、現在の規模を縮少せざるを得ないものが生ずることが憂慮される。

今回の郵便料金の引上げは、主として急増する一般郵便物のためとられた措置とされているが、純然たる学術雑誌がこれと同様に取扱われようとしていることは、学術振興、科学技術振興のうえからみて甚だ遺憾である。

以上のような実情であるので、学協会の刊行する学術雑誌に対する郵便料金の引上げについては、慎重に検討のうえ格別の措置がとられることを強く勧告する。

5-16

庶発第331号 昭和36年5月9日

内閣総理大臣 池田勇人 殿

日本学術会議会長代理 桑原武夫

わが国における視聴覚教育を強力に推進させることについて(勧告)

標記のことについて、本会議第33回総会の議に基き、下記のとおり勧告します。

記

わが国の教育面における視聴覚教具の利用は、きわめて低調である。とくに、科学技術教育においては、教職員の絶対的不足を補うために、ぜひとも視聴覚教育を強力に推進すべきである。

理由

科学技術の進歩は、教育方法にも大きな影響を与える、特に視聴覚教材教具の採用は、教授法、訓練法に大きな変革をもたらそうとしている。

テレビジョンは、すでに放送電波によるものと閉回路方式によるものと両方式により、集団的教育、訓練の手段として大きな役割を演じ、一方エレクトロニクスの進歩により、シミュレーター(Simulator)

やティーチング・マシン (teaching machine) のような画期的な教育用具が開発され、個別教育の自動化を促進している。

映画を使つた教授法が著しく能率的、効果的であることは、すでに数多くの実験や調査研究によつて明らかにされているが、テレビジョンの学習効果については、アメリカのペンシルベニア州立大学における化学、心理学、航空科学などのテレビ教育の実験的研究がある。そしてこれらの調査研究の結果、テレビ教授が直接教授の一部に代り得るものであることが明らかになり、今後の大学教育の能率化と経済化につつ方途を与えた。またティーチング・マシンの学習効果についても実験が進められ、きわめて有能であることがわかつている。

このように外国においては、視聴覚的方法による教授、訓練の科学化と能率化は次々に実践に移され、いずれも成果を収めている。

については、わが国の科学技術振興においても、特に人材養成の方策として各種視聴覚教育用具を大いに活用すべきである。他面、視聴覚教育用具の研究開発、視聴覚教育要員の養成もあわせて推進しなければならない。

われわれは、視聴覚教材教具による教授法、訓練法の革新が今後の科学技術の振興のために必要であることを信じ、ここに勧告する次第である。

5-17

庶発第332号 昭和36年5月9日

内閣総理大臣 池田勇人

日本学術会議会長代理 桑原武夫

#### 現行保険医療制度の改正について(勧告)

標記のことについて、本会議第33回総会の議に基き、下記のとおり勧告します。

#### 記

現行の保険医療制度は、医療の現物給付方式に全面的に立脚しているので、その建前上、医学・医術の進歩発達を必然的に阻害する半面を有する。この弊害をのぞくために、政府は、医療費給付方式をも速かに採用し、医療の現物給付と医療費給付と二者併用の制度を確立すべきである。

#### 理由

現行の保険医療制度は、診療そのものを現物給付することを建前としている。従つて個々の疾病ごとに一定の診療基準を設けて、その枠の中の診療行為を医師に強要することになる。

これは、現行制度の建前上は免れえないことで、いわゆる制限診療である。

しかしながら、医学・医術が真に進歩発達するためには、医師は、その接する患者ごとに、自己の見解に基く診療方針を自己の責任において設定する自由をもたなければならない。学術的見地に立つとき、この自由の要求がいかに本質的なものであるかは、改めていうまでもない。しかるに、現行制度はこの自由を許していないのであつて、医療の本質をゆがめるものであるといわれるのはまことに当然である。

また、国庫負担の大巾導入等によつて、診療制限の限度が高められるることはもちろん望ましいところで、これによつて支障の除かれる面もあるが、しかしいかに制限が緩和されても、診療現物給付の